

長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領

(平成23年3月18日22建政技第337号)

(平成29年2月16日28建政技第265号)

(令和2年4月3日2建政技第4号)

(最終改正 令和3年6月21日3建政技第84号)

この要領は、県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量・調査・設計・工事監理の委託及び森林整備業務の請負並びに森林整備業務に係る測量・調査・設計の委託（以下「建設工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、県が行う入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

- 第1 長野県建設工事請負人等選定委員会（以下「委員会」という。）は、長野県建設工事入札参加資格者名簿及び建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿並びに森林整備業務入札参加資格者名簿に登載された者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。）又はその使用人が、別表第1-1、別表第1-2、別表第2、別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。
- 2 委員会が入札参加停止を行ったときは、発注機関の長は建設工事等の契約のため入札又は落札者の決定を行うに際し、当該入札参加停止に係る入札参加資格者を入札に参加させ又は落札者として決定してはならない。当該入札参加停止に係る入札参加資格者を現に選定しているときは、選定を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

- 第2 委員会は、第1第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき入札参加資格者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。
- 2 委員会は、第1第1項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。
- 3 委員会は、第1第1項又は前項の規定による入札参加停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止の期間の特例)

- 第3 入札参加資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 入札参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間（以下「短期加重措置」という。）とする。
- (1) 別表第1-1及び第1-2各号、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後2ヵ年を経過するまでの間に、再度それぞれ別表第1-1及び第1-2各号、別表第2各号又は別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。（次号に該当する場合を除く。）
- (2) 別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第9号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、再度それぞれ別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 委員会は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 委員会は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36ヵ月を超える場合は36ヵ月）まで延長することができる。
- 5 委員会は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 6 委員会は、入札参加停止期間が満了した入札参加資格者について、別表第2第9号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。
- 7 委員会は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格者について入札参加停止を解除するものとする。
- 8 委員会は、別表第2第5号及び第6号に該当する入札参加資格者のうち、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた入札参加資格者で、違反行為に係る事実の報告等を公正取引委員会に行っていた場合には、入札参加停止の期間の一部を免除することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第4 委員会は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、入札参加資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 県と締結した契約に係る建設工事等に関し、談合情報を得た場合、又は本県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、別表第2第6号、第8号、第9号に該当したとき。
- (2) 別表第2第5号から第9号に該当する入札参加資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第5号、第6号、第9号に該当する入札参加資格者について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し別表第2第5号、第6号、第9号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表第2第7号から第9号に該当する入札参加資格者に悪質な事由があるとき。

(報告)

第5 発注機関の長は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が別表各号に定める措置要件の一に該当すると認められるときは、遅滞なく様式第1号により委員会に報告しなければならない。また、別表第1-2第1号、第3号に該当した場合は、措置要件の該当の有無に関係なく報告するものとする。

(入札参加停止の通知)

第6 委員会は、次の各号の措置を行ったときは、様式第2号により関係部局長及び地域振興局長に通知するものとする。

- (1) 第1第1項又は第2の規定により入札参加停止を行ったとき。
- (2) 第3第5項の規定により入札参加停止の期間を変更したとき。
- (3) 第3第6項の規定により新たに入札参加停止を行ったとき。

- (4) 第3第7項の規定により入札参加停止を解除したとき。
- 2 関係部局長は、第1項の規定により入札参加停止の通知を受けたときは、様式第3号により地域振興局長以外の所轄の発注機関の長及び関係機関の長あて通知するものとする。
 - 3 建設部長は、第1項の規定により入札参加停止の決定の通知を受けたときは、その旨を様式第4、5、6号により入札参加停止等を受けた者及び様式第7号により公営企業管理者、教育次長、警察本部長に遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7 発注機関の長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8 発注機関の長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は建設工事等の契約保証人となることを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第9 発注機関の長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。ただし、入札参加停止措置の原因となる事実又は行為が適用日以前に発生したものについて適用日以後にそのことが明らかになった場合は、この要領を適用するものとする。
- 2 「建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領の全部改正について（昭和60年7月30日付60監第288号）」は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月8日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月3日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月21日から適用する。

別表第1-1 長野県内の粗雑工事等に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
粗 雑 工 事	1 県が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき	1 か月以上 6 か月以内
	2 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）のうちその内容が重大であると認められるとき	1 か月以上 3 か月以内
契 約 違 反	3 第1号に掲げる場合のほか、県が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	2 週間以上 4 か月以内

別表第1-2 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
安 全 管 理 措 置 不 適 切 に よ り 生 じ た 公 衆 損 害 事 故	1 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき	1 か月以上 6 か月以内
	2 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	1 か月以上 3 か月以内
安 全 管 理 措 置 不 適 切 に よ り 生 じ た 工 事 関 係 者 事 故	3 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせたと認められるとき	2 週間以上 4 か月以内
	4 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	2 週間以上 2 か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
贈	1 入札参加資格者又はその使用人が、県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	2 次のイ、ロ、又はハに掲げる者が、県職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき	公訴を知った日から
	イ 入札参加資格者である個人、又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	イ 8か月以上24か月以内
	ロ 入札参加資格者の役員（執行役員を含む。）、又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	ロ 6か月以上18か月以内
ハ 入札参加資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	ハ 6か月以上12か月以内	
賄	3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から
	イ 代表役員等	イ 6か月以上18か月以内
	ロ 一般役員等	ロ 4か月以上12か月以内
	ハ 使用人	ハ 4か月以上8か月以内
賄	4 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から
	イ 代表役員等	イ 4か月以上12か月以内
	ロ 一般役員等	ロ 2か月以上6か月以内
	ハ 使用人	ハ 2か月以上4か月以内

措 置 要 件		期 間
独 占 禁 止 法 違 反 行 為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4か月以上18か月以内
	6 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から 6か月以上18か月以内
競 売 入 札 妨 害 又 は 談 合	7 入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上24か月以内
	8 県又は県内の他の公共機関と締結した契約に係る建設工事等に関し、入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上24か月以内
重 大 な 独 占 禁 止 法 違 反 行 為 等	9 県と締結した契約に係る建設工事等に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき（当該建設工事等が政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける場合に限る。）。 イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（入札参加資格者である法人の役員若しくは使用人、入札参加資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。） ロ 入札参加資格者である法人の役員若しくは使用人、入札参加資格者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	刑事告発、逮捕又は 公訴を知った日から 6か月以上36か月以内

虚偽記載	10 県が発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争等において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料、その他の調査資料及び工事書類等に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
	12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

別表第3 暴力団との関係に基づく措置基準

	措 置 要 件	期 間
暴 力 団 関 係	1 代表役員等、一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき	当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで
	2 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき	当該認定をした日から 3か月以上9か月以内
	3 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
	4 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
	5 県が発注した建設工事等の施工において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が別表第3第1号から第4号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内

（ 課経由）

長野県建設工事請負人等選定委員会

委員長様

発注機関の長

報 告 書

建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第5の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

工事 （業務） 概要	発注機関名			
	工事（業務）名			
	工事（業務）箇所			
	請負（委託）金額		工 期	
受注 （受託） 者	商号又は名称		所 在 地	
	代 表 者 名		建設業許可番号 （業者コード）	
下請業者	商号又は名称		所 在 地	
	代 表 者 名		建設業許可番号 （業者コード）	
措置要件該当行為の概況				

(別表第 1-2 第 1 号から第 4 号に該当する場合、「措置要件該当行為の概況」に替え本様式を用いること。)

工 事 事 故 の 概 要	<p>(1) 事故概要 別添、事故等概要報告書のとおり</p> <p>(2) 施工計画書の遵守状況（作業手順どおりの施工が行われているか等）</p> <p>(3) 現場指示の的確性（現場指示は適切か等）</p> <p>(4) 契約書・設計図書・仕様書・指示書に対する違反の有無</p> <p>(5) 法令（建設業法・労働基準法・労働安全衛生法等）に対する違反の有無</p> <p>(6) その他参考となる事項（警察、労働基準監督署の事故調査状況及び見解、示談等）</p> <p>(7) 事故原因</p> <p>(8) 所 見（事故についての会社の責任の有無等を記入する。）</p>
---------------------------------	--

※ 事故等概要報告書様式－1 及び参考資料を添付すること。
参考資料例：受注者からの事故報告書（労働安全衛生規則第96条の報告書を含む。）、施工計画書、労働者死傷病報告書、診断書、写真等。

関係部（局）長 様
 地域振興局長 様

長野県建設工事請負人等選定委員会
 委員長 ○○ ○○

入札参加停止について（通知）

このことについて、下記のとおり決定（変更・解除）したので通知します。

記

商号又は名称	
所在地	
代表者	
建設業許可番号 又は業者コード	
入札参加資格業種 及び資格総合点数	
入札参加停止期間	年 月 日から 年 月 日まで（○週間など） （変更後） 年 月 日から 年 月 日まで（○週間など） （解除年月日） 年 月 日
（入札参加停止の） （入札参加停止期間変更の） （入札参加停止解除の） 理由	
備考	該当措置要件 別表第○第○号

各部（局）の現地機関の長 様
関係機関の長 様

〇〇部（局）長

入 札 参 加 停 止 に つ い て （ 通 知 ）

このことについて、下記のとおり決定（変更・解除）されました。

記

商号又は名称	
所在地	
代表者	
建設業許可番号 又は業者コード	
入札参加資格業種 及び資格総合点数	
入札参加停止期間	年 月 日から 年 月 日まで（〇週間など） （変更後）年 月 日から 年 月 日まで（〇週間など） （解除年月日）年 月 日
（入札参加停止の） （入札参加停止期間変更の） （入札参加停止解除の） 理 由	
備 考	該当措置要件 別表第〇第〇号

商号又は名称
代表者氏名 様

長野県建設部長

入札参加停止について（通知）

長野県の発注する建設工事等の競争入札について、下記のとおり入札参加停止することとされたので、通知します。

入札参加停止期間中は、長野県の発注する一切の建設工事等（下請負を含む。）の入札に参加できません。

記

1 入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日まで （○週間など）

2 入札参加停止の理由

商号又は名称
代表者氏名 様

長野県建設部長

入札参加停止期間の変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で通知した入札参加停止について、下記のとおり当該入札参加停止期間を変更したので通知します。

記

- 1 従前の入札参加停止期間
年 月 日から 年 月 日まで （○週間など）
- 2 変更後の入札参加停止期間
年 月 日から 年 月 日まで （○週間など）
- 3 変更の理由

商号又は名称
代表者氏名 様

長野県建設部長

入札参加停止の解除について（通知）

年 月 日付け 第 号で通知した入札参加停止については、下記のとおり解除しましたので通知します。

記

1 解除年月日 年 月 日

2 解除の理由

長野県公営企業管理者 様
長野県教育次長 様
長野県警察本部長 様

長野県建設部長

入札参加停止について（通知）

建設工事等入札参加資格者の入札参加停止について、下記のとおり決定されました。

記

商号又は名称	
所在地	
代表者	
建設業許可番号 又は業者コード	
入札参加資格業種 及び資格総合点数	
入札参加停止期間	年 月 日から 年 月 日まで（〇週間など） （変更後）年 月 日から 年 月 日まで（〇週間など） （解除年月日）年 月 日
（入札参加停止の） （入札参加停止期間変更の） （入札参加停止解除の） 理由	
備考	該当措置要件：長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第〇第〇号